

令和4年 第7回 津久見市農業委員会定例会議事録

1. 開催期日 令和4年7月8日（金）
2. 開催場所 津久見市ふれあい交流センター
3. 開催時間 10時00分～10時50分
4. 出席委員

	出席委員					欠席委員				事務局			
1 番	渡	邊	秀	寿	君	7 番	遠	藤	克	美	君	局長	宇都宮 志 伸
2 番	松	尾	長	生	君	8 番	瀬戸口	弥栄子	君			主幹	仲 野 和 典
3 番	川	野	豊	廣	君							アドバイザー	浅 田 誠 治
4 番	上	杉	益	美	君								
5 番	岩	崎	達	也	君								
6 番	樋	口	寛	司	君								
第1地区	和	田	一	秀	君								
第2地区	大	杉	栄	一	君								
第3地区	前	野	茂	樹	君								
第4地区	加	藤	尚	喜	君								
第5地区	祖	田	宗	重	君								
第5地区	仲	尾	次	生	君								
第6地区	川	野	喜	一	君								
第7地区	大	野	敏	秀	君								

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名について
- 第2 会議書記の指名について
- 第3 議案審議
 - 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について
(所有権移転)
 - 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について
(利用権設定)
 - 議案第23号 農用地利用集積計画について
 - 議案第24号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

会議開会時間 10時00分

事務局 ただ今から令和4年第7回定例会を開催いたします。はじめに、渡邊会長より
ご挨拶をお願いします。

会 長 皆さんおはようございます。
今、BA.5といってオミクロンが流行っておりまして、あれが何か、1日でもう

つるという話らしいので、常日頃気を付けていただきたいと思います。あまり、症状を出すことはないという事なのですが、かかると後遺症が出る方も多いので、気を付けていただければと思います。よろしくお願いします。

課 長 おはようございます。

日に日に暑くなってきていますので、体調の方を管理してやっていただきたいと思います。本日はよろしくお願いします。

事務局 本日、委員8名中、出席者6名で定例会は成立しています。

それでは、津久見市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は渡邊会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の指名を行います。津久見市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますことにご異議はありませんか。

【「異議なし」との声あり】

それでは（5番）岩崎 達也委員、（6番）樋口 寛司委員よろしくお願いします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員を指名します。

議事日程第3の議案審議に入ります。

事務局 議案第21号の議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請（所有権移転）は2件です。議案書をもとに説明します。

【議案第21号1件目（所有権移転）について議案書と写真をもとに朗読と説明】

- | | |
|---------|---------------------------------|
| ・土地の所在地 | 津久見市大字上青江字鬼丸5287番1 |
| ・登記地目 | 畑 |
| ・現況地目 | 畑 |
| ・転用面積 | 152.00㎡ |
| ・譲受人 | ●●●● 理事長 ●● ●●
津久見市宮本町●●番●●号 |
| ・譲渡人 | ●● ●● 津久見市大字上青江●●●●番地 |
| ・転用目的 | 住宅造成 |
| ・農地区分等 | 第3種農地 都市計画用途地域 第一種住居地域 |

鬼丸住宅跡地を宅地開発し区画設定後一般へ公募による売却のため道路の拡張する申請となります。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当員委員からご報告をお願いします。

【地区担当委員より、現地調査の結果を報告】

6 番 現在は更地になっていますが、現況は畑となっております。ここは、第一種住宅
専用地域となっておりますので、また、周りは全て宅地です。ですので、何ら問題
はないと思いますが、どうぞよろしくお願いします。

議 長 続きまして、当番委員からご報告をお願いします。

【当番委員より、現地調査の結果を報告】

第7地区 見に行った時、丁度、大型ダンプが来たのですが、カーブの所が、ダンプがいつ
ぱいで、そして、こカーブがなくなればだいぶ見通しが良いので、スムーズに運転
できるのではないかなというのを感じました。県道からの入り口の方は道が狭いの
ですが他には、悪いという様な所はありません。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、
地区担当委員、当番委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 その他、ご意見等ございますか。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第21号 1 件目について、原案の
とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、議案第21号 1 件目は原案のとおり決定しましたので、許可書
を発行することといたします。

事務局 【議案第21号2件目（所有権移転）について議案書と写真をもとに
朗読と説明】

- | | |
|---------|--|
| ・土地の所在地 | 津久見市立花町3837番2 |
| ・登記地目 | 畑 |
| ・現況地目 | 畑 |
| ・転用面積 | 326.00㎡ |
| ・譲受人 | ●● ●● 津久見市立花町●番●●号 |
| ・譲渡人 | ●● ●● 津久見市大字津久見●●●●番地の● |
| ・転用目的 | 一般住宅 |
| ・農地区分等 | 第3種農地 都市計画用途地域 第二種中高層住居専用地域
夫婦と子供1人の3人暮らしでアパートに住んでおり家を新築するための5条申請 |

となります。新築の家に関しましては、3835番4（宅地）と伴に農地を購入し、延べ床面積約120.89㎡の家を建築する申請となります。隣接地の畑所有者からは同意書をとっています。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当員委員からご報告をお願いします。

【地区担当委員より、現地調査の結果を報告】

6 番 この土地ですね、袋地です。お父さんの代には、八朔を作っていました、立派に作っていたのですが、息子さんは、あまり農業に興味がなくてやらないという事で、はっさくの木はありますが、ほとんど草があり、管理をしない状態です。それで、この後ろ側と右側の土地は、荒れていまして、何十年も耕作をしてない様な土地になっています。この申請地の入り口の土地は、この申請者の叔母さんの土地という事で、この土地があるものだから、この奥を購入して建てようという事になったようです。土地条件から何から見ても、問題はないと思っております。ご審議、よろしくお願いします。

議 長 続きまして、当番委員からご報告をお願いします。

【当番委員より、現地調査の結果を報告】

2 番 地元委員さんの説明の通り、特に問題はないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員、当番委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

（質問、意見なし）

議 長 その他、ご意見等ございますか。

（質問、意見なし）

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第21号2件目について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、議案第21号2件目は原案のとおり決定しましたので、許可書を発行することといたします。

事務局 次に、議案第22号の議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請（利用権設定）は1件追認です。議案書をもとに説明します。

【議案第22号（利用権設定）追認について議案書と写真をもとに朗読と説明】

・土地の所在地 津久見市大字津久見字路木ノ迫1824番1

- ・登記地目 畑
- ・現況地目 畑
- ・転用面積 191.00㎡
- ・譲受人（借人） ●●●●代表取締役 ●● ●●
大分市牧●丁目●●-●●
- ・譲渡人（貸人） ●● ● 大分市明野南●丁目●番●-●●●●1号
- ・転用目的 事務所
- ・農地区分等 第3種農地 都市計画用途地域 第二種中高層住居専用地域
県発注の彦中橋建設のため、現場事務所及び駐車場・資材置場の設置です。農地法の認識不足により追認となります。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当員委員からご報告をお願いします。

【地区担当委員より、現地調査の結果を報告】

4 番 ここは、6月の上旬くらいに、私が畑に行くとき、何か整地しているなあって、ずっと見ていたらいつの間にか、建屋が建って、耕作図の土地を見たら畑になっていて、●●が路木の橋の元請けらしいのですが、その下請けで今、●●が入って工事をしていて、その建屋を建ててるのに、●●は、●● ●を壊した宅地に作業場を建てて、スムーズにいったのですが、●●は、●●同じ持ち主の人が、近くに原っぱがあるから、そこで良いと言って、簡単に承諾して建てたという話です。実は、ここは、地目が畑なので、事務局一緒に行って説明して、こうこうで、こういう書類を提出してくださいという事で、今日、議案に出ています。地理的、条件的には全体が、昔、区画整理をした時に、個人個人で畑を割ったのですが、その右側の所で、どうしても、耕作せずに、そのまま、原っぱになり蚊帳が多い所ですから、そのままの状態であったという事で。耕作していないので、条件的には良いと思います。持ち主の●● ●の方も、畑を地目変換するという事は、全くわからなかったもので、それを、そのまま条件にしたら、こういう形で、出てきたという事で、やっぱり地域を、現場の工事とかあれば、事務所等は各地域の人もいろいろ目を配って、見習った方が良いとは思いますが。以上追認なので、検討をよろしくお願いします。

議 長 続きまして、当番委員からご報告をお願いします。

【当番委員より、現地調査の結果を報告】

2 番 立会人としても問題ないと思います。審議をよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員、当番委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

事務局 付け加えですが、周辺の畑所有者の方から同意書、始末書、農地復元誓約書が添付されています。

議 長 その他、ご意見等ございますか。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第22号（利用権設定）追認について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、議案第22号（利用権設定）追認は原案のとおり決定しましたので、許可書を発行することといたします。

事務局 次に、議案第23号の議案書をご覧ください。農地利用集積計画についての申請は5件です。借り手が同じ方なので一括して議案書をもとに説明します。

【議案第23号 1 件目について議案書と写真をもとに朗読と説明】

- ・土地の所在地 大字日見字家ノ浦602番1 外1筆
- ・設定面積 462.00㎡
- ・新規・更新の別 継続
- ・借り手 ●● ● 大字日見●●●●番地
- ・貸し手 ●● ●● 大字日見●●●●番地の●
- ・契約期間 10年（R4. 7. 1～R14. 6. 30）
- ・支払い方法 みかん20kg
- ・権利の種類 貸借権設定

【議案第23号2件目について議案書と写真をもとに朗読と説明】

- ・土地の所在地 大字日見字家ノ浦611番 外3筆
- ・設定面積 762.00㎡
- ・新規・更新の別 継続
- ・借り手 ●● ● 大字日見●●●●番地
- ・貸し手 ●●●● ●●●● 代表理事 ●● ●●
大字下青江●●●●番地
- ・契約期間 10年（R4. 7. 1～R14. 6. 30）
- ・支払い方法 無償
- ・権利の種類 使用貸借

【議案第23号3件目について議案書と写真をもとに朗読と説明】

- ・土地の所在地 大字日見字家ノ浦775番 外1筆
- ・設定面積 286.00㎡
- ・新規・更新の別 継続
- ・借り手 ●● ● 大字日見●●●●番地
- ・貸し手 ●● ●● 大字日見●●●●番地の●

- ・ 契約期間 10年（R4. 7. 1～R14. 6. 30）
- ・ 支払い方法 みかん10kg
- ・ 権利の種類 貸借権設定

【議案第23号4件目について議案書と写真をもとに朗読と説明】

- ・ 土地の所在地 大字日見字家ノ浦595番1 外6筆
- ・ 設定面積 1, 107. 61㎡
- ・ 新規・更新の別 継続
- ・ 借り手 ●● ● 大字日見●●●●番地
- ・ 貸し手 ●● ●● 大字日見●●●●番地の●
- ・ 契約期間 10年（R4. 7. 1～R14. 6. 30）
- ・ 支払い方法 みかん100kg
- ・ 権利の種類 貸借権設定

【議案第23号5件目について議案書と写真をもとに朗読と説明】

- ・ 土地の所在地 大字日見字家ノ浦810番1 外1筆
- ・ 設定面積 293. 00㎡
- ・ 新規・更新の別 継続
- ・ 借り手 ●● ● 大字日見●●●●番地
- ・ 貸し手 ●●●● ●●●● 代表取締役 ●● ●●
大字下青江●●●●番地
- ・ 契約期間 10年（R4. 7. 1～R14. 6. 30）
- ・ 支払い方法 無償
- ・ 権利の種類 使用貸借

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いします。

【地区担当委員より、現地調査の結果を報告】

第7地区 意見としてはないのですが、継続ですから利用権の貸し手の方の了解の上で、あと10年間の耕作をするということです。冠に降りて、右側に行きますと、その次の谷が家ノ浦になりますか。そこは、前回、鹿に食べられてほとんど荒れていたのですが、この前、また新たに苗木を植えて、ここに鹿が入らないように予防柵を設置してネットを張っており、これなら大丈夫じゃないかなというくらいにはなっております。鹿にやられないように、頑張っておしたいと思います。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、ここは勝手に造成して境も何もわからなくなってしまって、何と言って良いかわからないのですが。意欲のある所を見せるという所なのでいかがでしょうか。発言のある方は挙手願います。

2 番 この問題は、境がわからなくなるというのが、相当問題がある。ほとんど作っているでしょ。もし、本人が作れなくなったら全体が潰れてしまうという事ですから、そんな勝手な事は、そこまで心配する事はないと思いますが、大丈夫かなあ。広げすぎると、本当にやっていけるのかと心配があると思います。冠一帯が、全てほとんどでしょ。

 他は、作っている人はいないのでしょ。

5 番 貸し手が了承したという事は、現場を見ましたが、あまりお勧めしません。貸し手が了解するのは、別に良いのでわないですか。そう考えないでしょうがない。頑張ってもらうしかない。

2 番 元気があるうちは良いけど、年をとってきたら、良い所だけ作っていく様に必ずなと思う。

事務局 境については、地区委員さんが追々話をしています。

2 番 相続の兼ね合いもある。

議 長 貸し手が相手に貸すという了解を得ているという事で、いかがなものでしょうか。
 その他、ご意見等ございますか。

 (質問、意見なし)

 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第23号 1 件目から5件目について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

 全員賛成ですので、議案第23号 1 件目から5件目は原案のとおり決定しました。

事務局 次に、議案第24号の議案書をご覧ください。
 農地に該当しない旨を証明する「現況証明書（非農地証明書）」の発行について申請は1件です。議案書をもとに説明します。

【議案第22号について議案書と写真をもとに朗読と説明】

- | | |
|---------|---------------------------|
| ・土地の所在地 | 津久見市大字日見字小浦1145番28 外1筆 |
| ・登記地目 | 畑 |
| ・現況地目 | 宅地、畑 |
| ・登記面積 | 132.00㎡ |
| ・申請人 | ●● ●● 埼玉県さいたま市大宮区桜木町●-●-● |

 県外に住んでおり、相続を受けたが管理できず、耕作放棄不詳により、倉庫及び荒廃化している。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いします。

【地区担当委員より、現地調査の結果を報告】

第7地区 所有者は日見の出身で結婚して都会に出て、ずっと日見にはいないものですから、住んでいる所も県外でなかなか手入れができないもので、荒れております。ほとんど、耕作されておられません。周囲は住宅の中で、2筆ありますけれども、片方は倉庫のような状態です。そういう状態で非農地の状態であります。ご審議をよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

その他、ご意見等ございますか。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、議案第15号は原案のとおり決定しましたので、許可書を発行を発行することといたします。

よろしいですか。それでは以上をもちまして、津久見市農業委員会第7回定例会を閉会いたします。

会議閉会時間 10時20分

津久見市農業委員会会議規則第13条の規定により会議録を作成し、署名する。

令和4年7月8日

津久見市農業委員会会長 渡 邊 秀 寿

議事録署名委員 岩 崎 達 也

議事録署名委員 樋 口 寛 司